

G30の推進について

1 平成 21 年度（4 月～11 月）ごみ量の状況について

平成 21 年 4 月から 11 月までのごみ量は約 64 万トンで、平成 13 年度と比べ、41.5%減少（▲45 万 5 千トン）しています。

なお、燃やすごみについては、34.1%減少（▲20 万 7 千トン）し、事業系ごみについては、53.1%減少（▲24 万 7 千トン）しています。

また、市民ひとり一日あたりの燃やすごみ量（原単位）は、38.0%減少しています。

1 平成 21 年度（4 月～11 月）のごみ量

【単位：トン】

		市全体		家庭系ごみ			事業系ごみ		
			対13年度		対13年度	燃やすごみ	対13年度		対13年度
4 月 ～ 11 月	13年度 実績	1,095,173		629,094		605,590		466,079	
	21年度 実績	640,480	-454,693 -41.5%	421,800	-207,294 -33.0%	398,830	-206,760 -34.1%	218,680	-247,399 -53.1%
年 間	13年度 実績	1,609,155		934,761		900,826		674,394	
	21年度 目標	949,000	-660,155 -41.0%	621,000	-313,761 -33.6%	587,800	-313,026 -34.7%	328,000	-346,394 -51.4%

※「家庭系ごみ」とは、燃やすごみと、粗大ごみ及び資源物として回収したもののうち、資源化できなかったものと、不法投棄等
その他のごみの量を足したものです。

※21年度実績は速報値であり、10トン未満を四捨五入しています。

2 平成 21 年度（4 月～11 月）の燃やすごみ量・原単位・人口

	13年度 4月～11月	21年度 4月～11月	増減量 (対H13年度)	増減率 (対H13年度)
燃やすごみ量(トン)	605,590	398,830	-206,760	-34.1%
原単位(g/(人・日))	718	445	-273	-38.0%
人口(千人)	3,458	3,669	211	6.1%

※「燃やすごみ量」は、4月～11月の燃やすごみの量を累計した値です。

※「原単位」とは、市民ひとり一日あたりの燃やすごみの量です。

※「人口」は、4月～11月の各月の人口を平均した値です。

2 家庭ごみ収集運搬業務委託の発注について

効率化の推進のため、16年度から家庭ごみ収集運搬業務の委託を開始し、その後、順次拡大を図ってまいりました。本年度は、3区（西区、中区、栄区）の家庭ごみの全品目の収集と、新たに7区（鶴見区・保土ヶ谷区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区）のプラスチック製容器包装の収集を民間業者へ委託しています。

22年度についても委託の拡大を予定していますが、年度当初からの円滑な業務遂行のために早期発注が必要となります。このため、22年度予算の議決を停止条件として、次の内容で一般競争入札（条件付）の手続きを進めております。

<22年度委託の発注内容>

- ① プラスチック製容器包装収集運搬業務委託
16区（中区、栄区以外の全区）
- ② 家庭ごみ収集運搬業務委託（家庭ごみ全品目の収集）
2区（中区、栄区）
- ③ 缶・びん・ペットボトル収集運搬業務委託
1区（西区）

なお、これまで家庭ごみの全品目の収集を委託していた西区については、22年度以降は、プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集は、引き続き民間業者に委託します。また、燃やすごみと古紙古布の収集は、本市職員が行っていきたいと考えております。

3 家庭系生ごみの資源化（バイオガス化）実験事業について

(1) 事業の趣旨

市民の皆さまの協力により、ごみの分別・リサイクルが進んだ結果、家庭から出される燃やすごみの約4割が「生ごみ」となっており、さらなるごみ減量や、地球環境への負荷の低減という観点から、生ごみを資源として有効活用することが課題となっております。

今回、生ごみの新たな資源化手法を検討するため、磯子区において生ごみのバイオガス化の実証実験を開始いたします。

本実験により、分別協力率や環境負荷の増減、費用対効果などの検証を行い、今後の生ごみの資源化手法等の検討に活かしてまいります。

なお、本事業は、環境創造局と共同で実施いたします。

(2) 事業の概要

ア 対象地区

磯子区丸山第一町内会 約880世帯

イ 実施期間

平成21年12月11日から平成22年3月31日まで

ウ 生ごみの収集方法

ご家庭から出る「燃やすごみ」のうち、「生ごみ（食べ残しや調理くず）」のみを、本市が配付する専用色つき指定袋（黄色）によって、燃やすごみと同じ集積場所に分別排出していただきます。（貝殻、大きな固い骨等は対象外）

エ ガス化の方法と活用方法

分別回収した生ごみは、資源循環局磯子検認所で異物除去、破碎した後、環境創造局南部汚泥資源化センターまで圧送し、下水道汚泥と合わせてバイオガス（主にメタンガス）を発生させます。

発生したガスは、南部汚泥資源化センター及び金沢工場における発電燃料に利用し、電力として供給します。

